

水先法

1. 案内情報

- 手続名 : 水先人会の会則の変更の認可
手続根拠 : 水先法第22条の4第3項
手続対象者 : 水先人会
提出時期 : 会則を変更しようとするとき
提出方法 : 郵送又は窓口
手数料 : なし
添付書類・部数 : 代表者の資格を証する書類1部、変更が会則の定めるところによりなされたことを証する書類1部
申請書様式 : 会則変更認可申請書
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189
東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : 水先法関係処分の審査基準及び処分基準について(平成9年海職第170号)第3による
標準処理期間 : 10日
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

水先区水先人会会則設定（変更）認可申請書

年 月 日

殿

水先区水先人会
会長

水先法施行規則第23条の3の規定により、水先区水先人会会則の設定（変更）の認可を申請します。

- 1．水先人の氏名及び住所（水先人会の代表者の氏名及び住所）
（水先人が多数の場合は「別紙のとおり」として添付すること。）
- 2．設定（変更）しようとする会則
（別紙のとおり）
- 3．実施予定期日
年 月 日
- 4．変更を必要とする理由
（変更認可申請の場合に記載すること。）

備考 会長の氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。